

メールマガジン運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）における会員向けのメールマガジンに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 メールマガジンを発行する対象は、本会の正会員、名誉会員、休会者のうち、発行の申込みをした者とする。

2 前項の者以外への発行については、理事会の承認を要することとする。

(購読料)

第3条 メールマガジンの購読は無料とする。

(申込み方法)

第4条 発行の申込みは、本会の電子メールアドレスに宛てて必要事項を連絡することで行う。

2 電子メールの件名は「メールマガジンの申込み」とし、「氏名」「所属」「送信先アドレス」を明記する。

3 本会が認めた場合は、用紙による申込みも可能とする。

(辞退方法)

第5条 発行の辞退は、本会の電子メールアドレスに宛てて必要事項を連絡することで行う。

2 電子メールの件名は「メールマガジンの辞退」とし、「氏名」「所属」「送信先アドレス」を明記する。

(記事の内容)

第6条 メールマガジンの記事は次のものとする。

- (1)本会事業に関する案内・連絡
- (2)研修会等の案内
- (3)会長からのメッセージ
- (4) 会員に有益と判断される情報
- (5) 賛助会員による広告

(記事の掲載依頼)

第7条 記事の掲載依頼は、メールマガジン管理者に対して行う。

2 記事の採択は、原則的にメールマガジン管理者が行うが、必要に応じて会長に相談する。

3 次の記事に該当する場合は掲載しない。

- (1)営利目的と判断されるもの
- (2)本会の目的に沿わない研修会等の案内
- (3) 賛助会員以外からの広告
- (4)会員個人の主張や論説
- (5)倫理に反する情報

(記事掲載の回数)

第8条 記事の掲載回数は、次のとおりとする。

第6条(1)から(4) 1回の依頼につき1回

(5) 1回の依頼につき3回(月1回、3ヶ月を上限とする)

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。